

雑則，罰則について

第5章 雑則（第48条～第51条）

規定	目 次	内 容
第48条	立入検査等	1 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に工場等その他の場所に立ち入り、施設その他の物件を検査させ、または関係人に対する指示を行なわせることができる。
		2 前項の規定による立入検査をする場合には、当該職員はその身分を示す証明書を携帯し、これを提示しなければならない。
第49条	報告の徴収	市長は、この条例の施行に必要な限度において、工場等の設置者に対し、公害の防止に関する状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
第50条	この条例の予想しない公害等に対する特別措置	市長は、この条例の予想しない物質、作用等の原因によって生じた公害もしくは事業活動その他の人の活動に伴って生じた相当範囲にわたる環境上の障害により、人の健康もしくは生活環境に著しい影響を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合において特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、その事態を発生させた者に対し、その事態を除去するために必要な措置を求めることができる。
第51条	規則への委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則（第52条～第56条）

※網掛け部分は特定施設の廃止に伴い削除する。

規定			違反の内容	適用条項	罰則	
第52条			ばい煙発生施設の届出に係る計画変更（廃止）命令違反	第24条第1項	1年以下 の懲役	50万円以下 の罰金
			汚水等排出施設の届出に係る計画変更（廃止）命令違反	第24条第1項		
			ばい煙発生施設に係る改善（使用の一時停止）命令違反	第28条第1項		
			汚水等排出施設に係る改善（使用の一時停止）命令違反	第28条第1項		
			騒音発生施設に係る騒音の防止方法の改善（使用の方法，配置の変更）命令違反	第28条第3項		
			悪臭発生施設に係る悪臭の防止方法の改善命令違反	第28条第3項		
第53条	第1項	第1号	規制基準に適合しないばい煙または汚水等の排出の制限違反	第19条第1項	6月以下 の懲役	30万円以下 の罰金
		第2号	粉じん発生施設に係る構造等の基準適合（使用の一時停止）命令違反	第29条第1項		
		第3号	（ばい煙，汚水等，騒音，悪臭）事故の拡大または再発の防止措置命令違反	第30条第2項		
	第2項		【過失】規制基準に適合しないばい煙または汚水等の排出の制限違反	第19条第1項	3月以下 の禁錮	20万円以下 の罰金
第54条		第1号	特定施設の届出（変更届出）をせず，または虚偽届出	第21条～第23条	—	10万円以下 の罰金
		第2号	特定施設の届出（変更届出）に係る実施の制限違反	第25条第1項		
		第3号	職員による立入検査を拒み，妨げ，忌避	第48条第1項		
		第4号	公害の防止に関する状況等の報告をせず，または虚偽報告	第49条		
第55条			拡声放送に係る違反行為の停止（騒音防止方法の改善）命令違反	第32条第2項	—	5万円以下 の罰金
第56条			第52条～第55条に係る両罰規定		—	第52条～ 第55条に 係る罰金